

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認宮城地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	4 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	3 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	9 件
国民年金関係	4 件
厚生年金関係	5 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 7 月から 38 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 7 月から 38 年 3 月まで

私が 20 歳になった頃は両親及び兄と同居しており、母親が家族全員の国民年金保険料を納付していたので、申立期間を保険料の納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 9 か月と比較的短期間であり、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間に未納は無い。

また、申立人は、申立人の母親が家族の国民年金保険料を納付していたと主張するところ、両親は、国民年金制度が発足し、保険料の納付が始まった昭和 36 年 4 月から 60 歳に至るまでの保険料を完納しており、申立人の兄も、制度発足から国民年金に加入し、国民年金加入期間の保険料に未納は無いことから、家族の納付意識は高かったものと考えられる。

さらに、国民年金手帳記号番号払出簿によれば、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 38 年 2 月 20 日に払い出されていることが確認できることから、納付意識の高い申立人の母親が、申立人の国民年金の加入手続を行いながら国民年金保険料を納付しないのは不自然である。

加えて、A 市が保管している申立人の婚姻（昭和 41 年 3 月）後の国民年金被保険者名簿（紙名簿）によると、申立期間直後の昭和 38 年 4 月も未納とされているが、オンライン記録及び国民年金被保険者台帳（マイクロフィルム）では納付済みとされており、関係機関の記録が相違している。

一方、国民年金被保険者台帳（マイクロフィルム）は 40 年 3 月が未納とされていたが、同市の国民年金被保険者名簿（紙名簿）では納付済みとされていたことから、平成 23 年 2 月 3 日付けでオンライン記録が未納から納付に訂正（追加入力）されているなど、申立人について行政側の記録管理が適正に行われていなかった状況がうかがえる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 2 月 25 日から 41 年 5 月 1 日まで
日本年金機構から脱退手当金の受給についてはがきが送付されてきて、初めて脱退手当金という言葉を知った。

A 有限会社を退職後に脱退手当金を受給したことは無いので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 有限会社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている 101 人の被保険者（申立人を含む。）について調査したところ、同社を最終事業所として脱退手当金の受給要件を満たし、申立人の資格喪失日（昭和 41 年 5 月 1 日）の前後 2 年間に資格を喪失し、かつ、3 か月以内に再取得していない女性は 17 人であるが、このうち脱退手当金の支給記録のある者は申立人を含めて 3 人のみであり、申立人以外の 2 人についても、脱退手当金を受給した記憶は無い旨述べていることから、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、オンライン記録によれば、申立人の脱退手当金は昭和 42 年 2 月 2 日に支給決定されているが、国民年金手帳記号番号払出簿によれば、申立人は、それより前の 41 年 7 月 25 日に国民年金手帳記号番号の払出しを受けており、A 有限会社における厚生年金保険被保険者資格を喪失した同年 5 月から国民年金保険料を納付していることを踏まえると、申立人が、あえて将来の年金受給の可能性を捨てて脱退手当金を請求する意思を有していたとは考え難い。

さらに、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険

被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間より前の3回の被保険者期間については、その計算の基礎とされておらず、未請求となっている。申立人は、これら未請求期間についても厚生年金保険被保険者期間として認識していたと述べていることから、申立人が、脱退手当金支給決定前の4回の被保険者期間のうち3回の被保険者期間を失念して請求するとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の株式会社AのB支店における資格取得日に係る記録を昭和47年1月25日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年1月25日から同年8月1日まで

私の夫は、昭和43年9月に株式会社Aに入社し、47年1月に同社B支店に転勤になった。退職もしていないのに、47年1月25日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失しており、7か月間の未加入期間があることに納得がいかない。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

株式会社AのB支店が保管する労働者名簿、同社同支店の回答及び元同僚の証言から判断すると、申立人が株式会社Aに継続して勤務し（昭和47年1月25日に株式会社Aから同社B支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の株式会社AのB支店における昭和47年8月のオンライン記録から、6万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事

業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人のA株式会社における厚生年金保険被保険者資格取得日は昭和41年3月27日、資格喪失日は46年4月16日であると認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間に係る標準報酬月額については、昭和41年3月から42年9月までは1万4,000円、同年10月から43年9月までは1万6,000円、同年10月及び同年11月は1万8,000円、同年12月から44年9月までは2万2,000円、同年10月から46年3月までは2万6,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年3月27日から46年4月16日まで

私は、申立期間当時、B県C市のA株式会社に勤務しており、同期入社と同僚の氏名も覚えている。

また、A株式会社に入社後間もなく、当時、C市にあった病院にて、健康保険証を使用し、風邪や腹痛等の診察を受けた記憶がある。

給与明細書は保管していないが、申立期間を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時従事していた業務内容等に係る申立人の具体的な記憶及び同僚の証言から、申立人は、申立期間において、A株式会社に勤務していたことが認められる。

また、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、申立人と同姓同名（婚姻前の氏名と、昭和45年6月の婚姻後の氏名）で生年月日が一日相違し、基礎年金番号に統合されていない厚生年金保険被保険者記録（資格取得日は昭和41年3月27日、資格喪失日は46年4月16日）が確認できる。

さらに、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、婚姻した翌日の日付けで氏名変更の記録が確認できる上、申立人が記憶する時期に流行性感冒及び胃炎等による傷病手当金の支給記録が確認でき、申立人の主張とおおむね合致する。

加えて、複数の同僚からは、「申立人と同じ氏名の方は1人だった。」との回答が得られており、A株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立期間当時に、当該原票の記録以外に申立人と同姓同名の厚生年金保険被保険者は見当たらないことから、当該厚生年金保険被保険者記録は申立人の記録であると判断することができる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和41年3月27日に被保険者資格を取得し、46年4月16日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったと認められる。

申立期間の標準報酬月額については、申立人のものである判断される上記の健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から、昭和41年3月から42年9月までは1万4,000円、同年10月から43年9月までは1万6,000円、同年10月及び同年11月は1万8,000円、同年12月から44年9月までは2万2,000円、同年10月から46年3月までは2万6,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 4 月から 57 年 8 月までの期間及び同年 11 月から 58 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 55 年 4 月から 57 年 8 月まで
② 昭和 57 年 11 月から 58 年 3 月まで

申立期間については、A 事業所に勤務していたが、共済組合に加入できず、自身で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたと記憶している。

申立期間を国民年金保険料の納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によれば、申立人は、昭和 54 年 5 月 1 日に国民年金被保険者資格を喪失した後、平成 4 年 4 月 2 日に同資格を再取得するまでの間は国民年金の未加入期間とされている。

また、国民年金被保険者台帳（マイクロフィルム）にも申立期間①及び②において国民年金被保険者資格を取得した記録は無い上、申立人が当該期間当時居住していた B 市では、当時の国民年金被保険者名簿が廃棄されているものの、その直後に居住し B 市における国民年金記録を引き継いでいると考えられる C 市の国民年金被保険者名簿（紙名簿）においても、昭和 54 年 5 月 1 日に国民年金被保険者資格を喪失して以降、当該期間において同資格を再取得した記録は見当たらない。

さらに、申立期間①及び②の間に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらないことから、申立人は、当該期間の国民年金保険料を納付することはできなかつたものと考えられる。

一方、申立人が所持する国民年金手帳をみると、資格取得年月日欄に「昭和 55 年 4 月 1 日」との記載があるものの、その記載は二重線で取り

消され「誤記」の印が押された上、「平成4年4月2日」と訂正されており、ほかに申立期間①及び②において国民年金に加入し保険料を納付していたことをうかがわせる事情が見当たらないことから、上記資格取得年月日の記載のみをもって当該期間の保険料が納付されていたとは認め難い。

また、申立人は、申立期間①及び②の国民年金保険料の納付方法及び納付額に関する記憶は定かでは無いと述べていることから、当該期間に係る保険料の納付状況は不明である。

さらに、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 10 月から 63 年 7 月までの期間、平成元年 7 月から 2 年 2 月までの期間及び 10 年 8 月から同年 10 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 62 年 10 月から 63 年 7 月まで
② 平成元年 7 月から 2 年 2 月まで
③ 平成 10 年 8 月から同年 10 月まで

「ねんきん定期便」で年金記録を確認したところ、国民年金に加入していた期間のうち申立期間の国民年金保険料が未納となっている。間違いなく納付していたので納付記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、申立人は、会社を退職するたびに、A 市役所で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付したと主張している。

しかしながら、A 市の記録によれば、申立期間①及び②の国民年金被保険者資格の取得及び喪失の記録が、平成 10 年 10 月 12 日にまとめて入力処理されていることが確認できることから、当該期間当時、いずれの申立期間も未加入期間となり、申立人に納付書は発行されず国民年金保険料を納付できなかったものと考えられる上、被保険者資格の取得及び喪失の記録が追加された時点において、申立期間①及び②は時効により保険料を納付できない期間となる。

申立期間③について、申立人は、納付時期は遅れたが、当該期間の国民年金保険料は納付していると主張しているところ、オンライン記録によれば、当該期間直後に当たる平成 10 年 11 月分の保険料を時効直前の 12 年 12 月 25 日に過年度納付していることから、申立期間③の保険料は時効により納付できなかったものと考えられる。

また、申立人が各申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が各申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年12月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和51年12月から61年3月まで
結婚するまでは国民年金保険料を納付していなかったが、昭和51年11月に結婚したのを契機に、同年12月から納付を開始した。
国民年金保険料は、金融機関の窓口で妻と二人分を納付しており、その後、時期は定かでないが、同金融機関の口座から口座振替により納付していた。
申立期間について、妻の保険料は納付済みとされているにもかかわらず、自分の分の保険料は未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、婚姻直後の昭和51年12月から国民年金保険料の納付を開始し、申立人が夫婦二人分の保険料を金融機関で納付していたと主張するが、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、53年10月12日に払い出されていることが確認できることから、この頃に国民年金の加入手続が行われたものと考えられ、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出された時点では、申立期間のうち、昭和51年12月から53年3月までの国民年金保険料については、過年度納付が可能であるが、申立人は、毎月定期的に保険料を納付していた旨述べており、ほかに当該期間の保険料が過年度納付されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立期間は112か月と長期間であるところ、オンライン記録及びA市の国民年金被保険者名簿（紙名簿及び電子データ）によれば、当該

期間の国民年金保険料は未納とされており、金融機関を通じて保険料を納付していたにもかかわらず、これほど長期間にわたり納付記録が欠落するとは考え難い。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年4月から50年6月までの期間及び同年10月から53年5月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年4月から50年6月まで
② 昭和50年10月から53年5月まで

20歳になる前に、A市から国民年金加入勧奨通知が送付され、その後、納付書も送られてきたため、国民年金保険料を納付した。加入当時は学生であったが、アルバイトの収入や親からの援助で保険料を納付していたと記憶している。

証明する領収書は無いが、毎月定期的に金融機関で納付していたので、申立期間を国民年金保険料の納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A市から納付書が送付され、昭和47年4月から国民年金保険料を納付したと主張しているところ、国民年金手帳記号番号払出簿によれば、申立人の国民年金手帳記号番号は53年7月26日にB市で払い出されている上、B市の国民年金被保険者名簿（紙名簿及び電子データ）によれば、同年6月30日に新規で国民年金に任意加入したことが確認できることから、申立期間はいずれも未加入期間として取り扱われており、申立人に対して納付書が発行されることはなく、保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

また、申立期間当時、申立人が居住していたA市では、申立人の国民年金被保険者名簿は存在しない旨回答している上、国民年金被保険者台帳（マイクロフィルム）の昭和53年5月の部分には「この月以前納付不要」と印字されている。

さらに、申立人は、毎月定期的に金融機関で国民年金保険料を納付して

いたと主張しているところ、当該金融機関からは、申立期間当時の資料は保管していないとの回答があり、申立人の主張を裏付ける資料は確認できなかった。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 2 月 10 日から 43 年 12 月 21 日まで
私は結婚のため、A市にあったB株式会社を退職しC県に戻って来たが、脱退手当金のことは知らなかったし、会社から脱退手当金の説明も無かったので、申立期間が脱退手当金支給済期間とされていることに納得できない。

申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係るB株式会社の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の請求が行われたことをうかがわせる「脱 D 社保」の押印が確認できるとともに、申立期間の脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和 44 年 3 月 24 日に支給決定されているなど一連の事務処理に不自然さはいかたがうではない。

また、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票の前後 100 人の被保険者原票の中で、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日の前後 3 年間に資格を喪失し、申立人以外に脱退手当金の受給要件を満たす女性 4 人について調査したところ、2 人に脱退手当金の支給記録があり、いずれも 5 か月以内に支給決定がなされている上、そのうち 1 人からは「脱退手当金について会社から説明があり、会社が請求手続をして、脱退手当金を受け取った。」との回答を得ていることから、申立期間当時、事業主による代理請求が行われていたものと推認され、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性がある。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手

当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

なお、申立期間以前の脱退手当金が未請求となっている別事業所の厚生年金保険被保険者期間が確認できるが、未請求の被保険者期間と申立期間である被保険者期間とは別の被保険者記号番号で管理されており、申立期間の脱退手当金が請求された昭和 44 年当時、社会保険事務所（当時）では、請求者からの申出が無い場合、別の記号番号で管理されている被保険者期間を把握することは困難であったものと考えられることから、当該未請求期間があることだけをもって申立期間の脱退手当金の請求が不自然な請求であるとまでは言えない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 3 月 10 日から 60 年 6 月 2 日まで

私の年金記録を確認したところ、株式会社Aに勤務していた時の標準報酬月額が実際に支払われていた給与の金額より低額になっていることが分かった。

当時の源泉徴収票や給与が振り込まれていた通帳等を提出するので、標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

本申立てについて、申立人は、昭和 54 年、55 年、56 年及び 60 年分の源泉徴収票、並びに昭和 56 年度から 58 年度までの市民税・県民税特別徴収税額通知書（以下「税額通知書」という。）を提出しているところ、当該源泉徴収票及び税額通知書に記載された各年の給与支給額から判断すると、各月の給与支給額はオンライン記録上の標準報酬月額を上回っていることがうかがえる。

しかし、当該源泉徴収票及び税額通知書には、所得控除される社会保険料の合計額しか記載されていないため、各月の厚生年金保険料控除額を確認することができない。

そこで、種々の条件を考慮して、各年における給与から控除された社会保険料額を試算したところ、オンライン記録上の標準報酬月額、並びに厚生年金保険、健康保険及び雇用保険の各保険料率を基に算出される社会保険料合計額と大幅には乖離^{かいり}していない。

これらのことから、申立期間において、株式会社Aでは、従業員に支払った給与支給額よりも低い額の報酬月額を社会保険事務所（当時）へ届け

出ることが常態となっていたと推認されるものの、厚生年金保険料については、記録上の標準報酬月額から算出した額を従業員の給与から控除していたものと考えられ、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が控除されていたとは認められない。

また、申立人が名前を挙げた同僚の標準報酬月額と比較しても申立人の標準報酬月額が著しく低額になっているとまでは言えない上、当該事業所は既に解散し事業主も死亡していることから、当時の状況について確認することができない。

なお、申立人は、株式会社Aが発行したものとして、7か月分の給料明細書を提出しているが、当該給料明細書を精査したところ、i) 控除されている厚生年金保険料及び健康保険料は、申立期間当時の保険料率を基に算出される額とは一致しないこと、ii) 当該給料明細書に訂正印を押している給与担当者に照会したところ、「私は、株式会社Aでは給料明細書の作成に携わっておらず、その後同社の事業を承継したB株式会社では携わっていたことから、私の印鑑があるとすればB株式会社の給料明細書ではないかと思う。」と証言していることなどから、提出された給料明細書は株式会社Aが発行したものとは認められない。

このほか、申立期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 2 月 1 日から同年 3 月 1 日まで
私の年金記録では、A株式会社（法人登記簿謄本によれば、申立期間当時は、B株式会社）における厚生年金保険の資格喪失日が昭和 62 年 9 月 30 日となっているが、申立期間も継続して働いていたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録から、申立人は、申立期間においてもB株式会社に勤務していたことが確認できる。

一方、申立人と同様に、当初、昭和 62 年 10 月 1 日に行われた標準報酬月額額の定時決定の記録が 63 年 3 月 1 日に取り消され、当該事業所に係る厚生年金保険の資格喪失日を 62 年 9 月 30 日とされていた同僚は、雇用保険の加入記録から同年 9 月 30 日以降も当該事業所に継続して勤務しており、所持していた給料支払明細書により同年 9 月分から 63 年 1 月分に係る厚生年金保険料の控除が確認できることから、当該資格喪失日は不適正な遡及訂正処理によるものであり、年金事務所段階における年金記録の訂正が可能な要件を満たしているとして、C年金事務所において当該事業所に係る厚生年金保険の資格喪失日を同年 2 月 1 日とする訂正が行われている。

また、申立人においても、C年金事務所の調査により当該事業所における勤務実態が確認できたこと等から、当初、昭和 62 年 9 月 30 日とされていた当該事業所に係る厚生年金保険の資格喪失日が 63 年 2 月 1 日と訂正されている。

しかし、上記の記録訂正された同僚に照会したところ、当該同僚は、昭

和 63 年 2 月分の給与から厚生年金保険料は控除されなかったとしており、当該同僚の所持する給料支払明細書によれば、同年 1 月分の給与から厚生年金保険料が控除されているが、同年 2 月分の給与からは厚生年金保険料は控除されていない。

また、申立期間について、厚生年金保険料の控除を確認できる給与明細書等の関連資料は無く、ほかに申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 2 月 1 日から同年 3 月 1 日まで
私の年金の加入記録によれば、申立期間は厚生年金保険に未加入となっていた。

しかし、A株式会社（法人登記簿謄本によれば、申立期間当時は、B株式会社）からC株式会社に派遣された時も継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録から、申立人は、申立期間においてもB株式会社に勤務していたことが確認できる。

一方、申立人と同様に、当初、昭和 62 年 10 月 1 日に行われた標準報酬月額の時決定の記録が 63 年 3 月 1 日に取り消され、当該事業所に係る厚生年金保険の資格喪失日を 62 年 9 月 30 日とされていた同僚は、雇用保険の加入記録から同年 9 月 30 日以降も当該事業所に継続して勤務しており、所持していた給料支払明細書により同年 9 月分から 63 年 1 月分に係る厚生年金保険料の控除が確認できることから、当該資格喪失日は不適正な遡及訂正処理によるものであり、年金事務所段階における年金記録の訂正が可能な要件を満たしているとして、D年金事務所において当該事業所に係る厚生年金保険の資格喪失日を同年 2 月 1 日とする訂正が行われている。

また、申立人においても、D年金事務所の調査により当該事業所における勤務実態が確認できたこと等から、当初、昭和 62 年 9 月 30 日とされていた当該事業所に係る厚生年金保険の資格喪失日が 63 年 2 月 1 日と訂正されている。

しかし、上記の記録訂正された同僚に照会したところ、当該同僚は、昭和 63 年 2 月分の給与から厚生年金保険料は控除されなかったとしており、当該同僚の所持する給料支払明細書によれば、同年 1 月分の給与から厚生年金保険料が控除されているが、同年 2 月分の給与からは厚生年金保険料は控除されていない。

また、申立期間について、厚生年金保険料の控除を確認できる給与明細書等の関連資料は無く、ほかに申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 9 月 2 日から 39 年 4 月 1 日まで
② 昭和 39 年 6 月 1 日から 42 年 3 月 21 日まで
60 歳になる前に年金の手続について聞くために社会保険事務所（当時）へ行ったところ、脱退手当金が支給されていることを知った。私はそれまで脱退手当金という制度を知らず、脱退手当金を受給した記憶は無いので申立期間が脱退手当金支給済期間とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、A事業所での厚生年金保険被保険者資格喪失日から約9か月後の昭和42年12月20日に支給決定されているなど一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人に係るA事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票の備考欄には、昭和42年10月5日付けの押印が確認できるところ、同時期にB社会保険事務所（当時）において脱退手当金の支給決定が行われている多くの者に係る被保険者原票の備考欄に脱退手当金の請求が行われたことを示す受付印がある上、上記押印が支給決定日（昭和42年12月20日）の約1か月半前の日付であることやその時期に行われる手続としては脱退手当金請求の受付以外は考えにくいことを踏まえると、脱退手当金の請求が行われたことによる受付印である可能性が考えられる。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。